国家公安委員会 · 警察庁

表4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の 名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(平成24年3月29日決定)					
基本計画の	1 計画期間	○ 平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで				
主な規定内	2 事前評価の対	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総				
容	タ等 象等	合評価方式とすることができるものとする。				
"	<b>秋</b> 寸	○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・				
		利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴				
		う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものにつ				
		いて、重点的に実施する。				
		○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測さ				
		れる達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適				
		正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民				
		や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得				
		られるかどうかなどの観点から行う。				
	3 事後評価の対	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方				
	象等	式とする。				
		実績評価方式:所掌する政策の体系として、警察行政における主要				
		な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための				
		個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で				
		実施する。				
		事業評価方式:既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他				
		署で及はり税制、租税特別相直等、多額の又山を行り事業での他 国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の				
		目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。				
		総合評価方式:次に掲げる政策について重点的に行う。				
		・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるも				
		0				
		・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実				
		施することが要請されるもの				
		・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一				
		定期間が経過したもの				
		・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの				
		・ 評価を実施してから長期間が経過したもの				
		○ 計画期間内に対象とする政策:14 政策				
	4 政策評価の結	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度				
	果の政策への反	の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限				
	映	り反映する。				
	5 国民の意見・	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官				
	要望を受けるた	房総務課とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び				
	めの窓口の整備	要望を受け付けるコーナーを設ける。				
		○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じ				
		て、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、でき				
		る限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策				
		所管課から回答する。				
実施計画の 名称	平成 24 年度政策評	価の実施に関する計画(平成 24 年 3 月 29 日決定)				
実施計画の	1 基本計画に掲	けた政策のう ○ 実績評価:				
主な規定内	ち、実施計画の					
容	象としようとする					
	条第2項第1号					
	の)及び評価の力					
L	, ~ + - B. Heat	l				

	18の業績目標について評価を実施(25年度に評価書を作成)。  ③ 事業評価:7の規制について評価書を作成。  ③ 総合評価:評価書を作成しない。
2 未着手・未了(法第7条第2 項第2号イ及びロに区分される もの)	該当する政策なし
3 その他の政策(法第7条第2 項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

<sup>(</sup>注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成24年度実績評価計画書」(平成24年3月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式:6件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥 当	6	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を 国会へ提出	6
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策	実績評価方式: 29 件 〔表 4 - 3 - 7〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める 予定) 【引き続き推進】	29
Щ	以宋 (法第7条第2 項第1号)	【 <b>7の基本目標と</b> 2 <b>18の業績目標</b> 】 〔表4-3-ウ〕	おおむね達成 達成が十分とは	19	〈概算要求及び機構・定員要求への反 概算要求に反映 27 件 機構・定員要求に反映 19 件	映
		事業評価方式:7件(規制)	西方式:7件 有効性及び効率 4 評価総		(うち、機構3件、定員19件) 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	
		〔表4-3-エ〕	有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	3	【りさ杭さ推進】	
	未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	_	Ι	_	
	未了     該当ず       (法第7条第       2項第2号       ロ)	該当する政策なし	I	I	_	
	その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	_	-	_	_

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

## 表4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

# 1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「規制の事前評価書」として公表。

表4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策				
道路	道路交通法の一部改正				
1	自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等				
2	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令				
3	病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止				
4	取消処分者講習の受講対象の拡大				
5	一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除				
6	一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止				

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/72634.html)の表4-4-(1)参照。

### 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る29の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成24年7月19日に「平成23年度実績評価書」として公表。

表4-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況		
基本	基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保				
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	おおむね達成	引き続き推進		
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進		
3	少年非行の防止	おおむね達成	引き続き推進		
4	犯罪等からの少年の保護	おおむね達成	引き続き推進		
5	良好な生活環境の保持	達成が十分と は言い難い	引き続き推進		
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確 保	おおむね達成	引き続き推進		
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	達成	引き続き推進		
基本	5目標 2 犯罪捜査の的確な推進				
8	重要犯罪に係る捜査の強化	達成	引き続き推進		
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	おおむね達成	引き続き推進		
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	おおむね達成	引き続き推進		
11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進		
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進		
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進		

基本	は    は    は    は    は    は    は				
14	暴力団の存立基盤の弱体化	おおむね達成	引き続き推進		
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進		
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体 化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進		
17	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進		
18	犯罪収益対策の推進	おおむね達成	引き続き推進		
基本	🛚 目標 4 安全かつ快適な交通の確保				
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	おおむね達成	引き続き推進		
20	高齢運転者による交通事故の防止	達成	引き続き推進		
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進に よる交通秩序の確立	おおむね達成	引き続き推進		
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	達成	引き続き推進		
23	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進		
基本	5目標5 国の公安の維持				
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	達成	引き続き推進		
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進		
26	警備犯罪取締りの的確な実施	おおむね達成	引き続き推進		
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害 活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な 対処	おおむね達成	引き続き推進		
基本	基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実				
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な 支援の充実	おおむね達成	引き続き推進		
基本目標7 安心できるIT社会の実現					
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイ バー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進		

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/72634.html)の表4-4-(2)参照。

# (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る18の業績目標を対象として評価を実施中(平成25年度中に公表予定)。

# 表4-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
基本	x目標 1 市民生活の安全と平穏の確保
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
基本	5目標 2 犯罪捜査の的確な推進
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本	は目標3 組織犯罪対策の強化
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	来日外国人犯罪対策の強化
基本	は目標4 安全かつ快適な交通の確保
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進

13	道路交通環境の整備
基本	は目標5 国の公安の維持
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本	は目標6 犯罪被害者等の支援の充実
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本	は目標7 安心できるⅠT社会の実現
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(3) 事業評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月22日に「事業評価書 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)により新設された規制」、「事業評価書 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)により新設された規制」、「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制」及び「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成19年法律第120号)により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策(規制)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況	
道路	各交通法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 183	号)により新設さ	れた規制	
1	3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずること ができる自動車の種類への中型自動車の追加	有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	引き続き推進	
2	中型免許を受けた者に対する運転制限	有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	引き続き推進	
犯罪	『による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 ₹	号) により新設され	た規制	
3	金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取 引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設	有効性及び効率 性が認められる	引き続き推進	
4	外国為替取引に係る通知制度の創設	有効性及び効率 性が認められる	引き続き推進	
5	疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義 務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設	有効性及び効率 性が認められる	引き続き推進	
道路	各交通法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 90 号)に。	より新設された規制		
6	運転免許証の提示義務の拡大	有効性及び効率 性が認められる	引き続き推進	
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 120 号)により     新設された規制				
7	銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定の適用対象犯 罪の拡大	有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	引き続き推進	

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/72634.html)の表4-4-(3)参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁) ※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保 —	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
	3 少年非行の防止
	4 犯罪等からの少年の保護
	5 良好な生活環境の保持
	6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
	7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進 —	1 重要犯罪に係る捜査の強化
	2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
	3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
	4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
	5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
	6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化
	2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
	3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
	4 来日外国人犯罪対策の強化
	5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保 —	1 歩行者・自転車利用者の安全確保
	2 高齢運転者による交通事故の防止
	3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
	4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
	5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	3 警備犯罪取締りの的確な実施
	4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実 —	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現 —	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h24\_seisaku\_yosan.pdf)参照